

青森県訓令甲第七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程（昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表観光国際戦略部の部中

観光交流推進班	観光交流推進課長
国際経済班	国際経済課長
まるごとあおり情報発信班	まるごとあおり情報発信 チームリーダー

を

に改め、同条第

三項中、「室及びチーム」を「及び室」に改める。

第三条観光交流推進班の項中「観光交流推進班」を「誘客交流班」に改め、同条まるごとあおり情報発信班の項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百一十二号

平成二十五年十月一日青森県告示第七百一十二号（文書記号）の一部を次のように改

正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

1の表観光交流推進課の項を次のように改める。

誘客交流課

青森県

1の表まるごとあおり情報発信チームの項を削る。

2の表中南地域県民局地域整備部目屋ダム管理所の項を削る。

公 営 企 業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十七年三月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第一号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「呼吸器科」を「呼吸器内科、呼吸器外科」に改め、同条第三項中「心臓血管外科及び心大血管リハビリテーション科」を「及び心臓血管外科」に改め、同条第十項中「四階南病棟看護班、四階東病棟看護班、四階西病棟看護班、五階東病棟看護班、五階西病棟看護班、六階東病棟看護班、六階西病棟看護班、七階東病棟看護班、七階西病棟看護班、八階東病棟看護班、八階西病棟看護班、九階東病棟看護班、九階西病棟看護班及び放射線看護班」を「及び病棟看護班」に改める。

第八条第三項中「A病棟看護班、B病棟看護班、C病棟看護班、D病棟看護班及びE病棟看護班」を「及び病棟看護班」に改める。

第三十条及び第三十一条の二中「看護班長」を「看護師長」に改める。

別表第一 中央病院の項中

特定診療部門 部門長、科に部長、副部長及び技師長

特定診療部門 部門長、科に部長、副部長、技師長及び副技師長

中央診療部門 部門長、部に部長、病理指導監、臨床検査・輸血指導監、部長代行、副部長及び技師長

看護部 部長、次長、看護指導監、看護企画班長、看護班長、看護専門官、看護専門官

中央診療部門 部門長、部に部長、病理指導監、臨床検査・輸血指導監、薬剤指導監、部長代行、副部長、技師長及び副技師長

看護部 部長、次長、看護指導監、看護班長、看護専門官、看護専門官

医療管理監 医学物理指導監

医療管理監 医学物理指導監、地域医療情報推進監

看護部 部長、次長、看護班長

看護部 部長、次長、看護班長

看護部 部長、次長、看護班長

別表第二中 部門長 当該部門の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

部門長 当該部門の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

地域医療情報推進監 地域医療情報の連携の推進及び特に命ぜられた事務に従事する。

臨床検査・輸血指導監 臨床検査及び輸血技術の指導並びに特に命ぜられた事務に従事する。

を に を に 改 を に を に を

臨床検査・輸血指導監 臨床検査及び輸血技術の指導並びに特に命ぜられた事務に従事する。

薬剤指導監 薬剤技術の指導及び特に命ぜられた事務に従事する。

副部長 当該科、部又はユニットの部長を補佐し、その事務を整理する。

技師長 当該科又は部の部長を補佐し、その事務を整理するとともに、所属の職員を指揮監督する。

副技師長 当該科又は部の技師長を補佐し、その事務を整理する。

看護部の班長 看護部の当該班の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

看護師長 当該班の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

副看護師長 当該班の看護師長を補佐し、その事務を整理する。

別表第四中「看護班長」を「看護師長」に改める。

附 則 此の規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

青森県病院局職員に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十七年三月三十日 青森県病院事業管理規程第二号

青森県病院局職員に関する規程の一部を改正する規程 青森県病院局職員に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

十号)の一部を次のように改正する。
第九条中、「夜間看護手当」を、「感染症治療等手当、病院夜間看護手当」に改める。

第十八条を第十九条とし、第十三条から第十七条までを一条ずつ繰り下げ、第十二条の次に次の一条を加える。

(感染症治療等手当)

第十三条 感染症治療等手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第二項及び第三項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の患者を入院させるための感染症病棟において勤務する職員が感染症の病原体に汚染されている区域において、患者の診療若しくは看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したときに支給する。

2 感染症治療等手当の額は、作業又は業務に従事した日一日につき三百円とする。
附則第七項中、「第十七条」を「第十八条」に改める。

別表第二の病院局医療職給料表(三)級別標準職務表の五級の項中「看護班長」を「看護師長」に改める。

別表第三の病院局行政職給料表級別資格基準表の表中

臨床心理士
精神保健福祉士

臨床心理士
精神保健福祉士
社会福祉士

を
に改める。

別表第三の病院局医療職給料表(二)級別資格基準表の歯科衛生士及び歯科技工士の項を次のように改める。

歯科衛生士	短大三卒	○	—	六	五	別に定める	別に定める
	短大二卒	○	二・五	八	五	別に定める	別に定める
歯科技工士	短大三卒	○	—	六	五	別に定める	別に定める
	短大二卒	○	二・五	八	五	別に定める	別に定める
	高校専攻科卒	○	四	九	五	別に定める	別に定める

短大三卒	○	二・五	八	五	別に定める	別に定める
	○	二・五	八	五	別に定める	別に定める

別表第四の病院局行政職給料表初任給基準表の表中

臨床心理士
精神保健福祉士

臨床心理士
精神保健福祉士
社会福祉士

を
に改める。

別表第四の病院局医療職給料表(一)初任給基準表の歯科衛生士及び歯科技工士の項を次のように改める。

歯科衛生士	短大三卒	一級一七号給
	短大二卒	一級一一号給
歯科技工士	短大三卒	一級一七号給
	短大二卒	一級一一号給

別表第五の病院局医療職給料表(一)以外の給料表が適用される職員の表中

経営企画室長

を

経営企画室長
中央病院薬剤部長

に、

中央病院臨床検査指導監
中央病院薬剤部長
中央病院看護部看護指導監
中央病院医療連携部次長

を

中央病院臨床検査・輸血指導監
中央病院薬剤指導監
中央病院看護指導監

に改める。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

青森県病院事業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十七年三月三十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第三号

青森県病院事業財務規程の一部を改正する規程

青森県病院事業財務規程（平成二十六年三月青森県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「（以下「出納取扱金融機関」という。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2 出納事務の一部を取り扱わせる金融機関のうち、収納及び支払の事務の一部を取り扱わせるものを青森県病院事業出納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関」という。）と、収納事務の一部を取り扱わせるものを青森県病院事業収納取扱金融機関（以下「収納取扱金融機関」という。）とする。

第二十一条第二項及び第二十三条から第二十五条までの規定中「出納取扱金融機関」の下に「又は収納取扱金融機関」を加える。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭